

お客さま各位

気仙沼信用金庫

## インボイス制度に向けた当金庫の対応について

2023年（令和5年）10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

当金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客さまがお取引にあたって当金庫に対して各種手数料をお支払いいただいた場合、各種手数料に含まれる消費税につき、当金庫の交付する適格請求書（インボイス）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます（注）。

注. 具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。

当金庫ではインボイス制度の対応を下記のとおりとさせていただきますので、ご案内申し上げます。

【ご参考】当金庫の適格請求書発行事業者登録番号:T7370505000022

## 記

## 1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

- (1) 営業店窓口等で各種手数料（残高証明書発行手数料、融資関係手数料など）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。
- (2) 営業店窓口に着払いの振込依頼書をご利用いただいて振込を実施した場合などは、各種伝票に複写式となっている手数料受領書をインボイスとしてご利用いただけます。
- (3) 発行済み領収書の再発行は行いませんので、大切に保管していただきますようお願い致します。

## 2. 自動振替でお支払いいただいている各種手数料について

- (1) 預金口座より自動振替の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス管理表」を作成のうえ発行いたしますので、お近くの各営業店窓口にお申出ください。なお、対象となる取引がない月については、作成・交付を行えませんのであらかじめご了承ください。
- (2) 発行に係る手数料は無料と致します。

## 3. ATM および自動両替機でのお取引について

ATM および自動両替機でのお取引につきましては、発生する手数料は原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、ATM および自動両替機から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対する様式改正は行いませんのであらかじめご了承ください。

なお、当金庫のインボイス制度への対応等でご不明な点がございましたら、お取引店窓口までお問合せください。



気仙沼信用金庫